



東久留米市
第3次長期総合計画
後期基本計画



東久留米市第3次長期総合計画（後期基本計画）について

平成13年度から17年度までの前期基本計画中の5年間、地方分権は大きく進みました。同時に、日本の地方自治は大きな転換点を迎えました。平成の大合併です。平成11年には3,232団体あった市町村は、合併により平成17年度末に1,822団体にまで再編されようとしています。

この間、東久留米市では合併への機運が盛り上がることは一度もありませんでした。

結果としてわたしたちは、他の自治体と合併することなく、独立した自治体として存在することを選択したのです。

このことは、これからも安定的な行政サービスを市民の皆様提供しつづけられるように、より健全な行財政運営への改革努力を続けなければならないということ、行政に対して課せられたことに他なりません。



平成15年8月、東久留米市は「財政危機宣言」を発信しました。これまでと同じ考えで市政運営を行っていくと、大きく収支バランスを崩し、自治体倒産が現実のものになってしまう、との危機認識からです。市では、市財政の実態を、それまでにないほどつまびらかに皆さんの前にお示するとともに、改善に向けて具体的目標「平成18年度予算では貯金(財政調整基金)に頼らない予算編成を行う」を掲げました。

その後も広報シリーズなどによる情報公開を続けてきたことで、皆さんと市財政に対する危機意識を共有することができたように思います。

そして、皆さんにもご理解をいただき、事務事業の再構築に積極的に取り組んできました。その結果、この後期基本計画の初年度である平成18年度には、どうやら当初の目標は達成できる状況にまで辿り着くことができました。

しかしながら、市政の構造改革は未だ道半ばであるといわざるを得ません。国の三位一体改革をはじめとする様々な制度改正や、団塊の世代が一斉に退職を迎える2007年問題など、市を取り巻く環境はまだまだ先行きが不透明です。

こうした不確定な要素に備え、安定的なサービス提供体制を構築していくために、今後の5年間も、施策評価・事務事業評価をはじめとした徹底的な情報公開をベースにおきながら、サービスの提供手法の改善、行政守備範囲の明確化などにより、引き続き構造改革を進めていかななくてはなりません。

変化の激しい時代に対応していくには、計画から実施、評価の一連のサイクルの回転を早める必要があります。3年や5年の周期で実績評価し、方向修正をしているのでは間に合わないのです。東久留米市では、これまでの行財政改革手法に代わる構造改革の道具として、行政評価システムを導入してきました。毎年毎年、業務の実績を評価し、時代が求める「行政のあるべき姿」を明確にしていくという、この制度のもとでは、基本計画もまたその位置付けが変わっていきます。

これからの計画行政とは何かと問われれば、「基本構想」で示す到達点と、「実施計画」の具体的方策、「予算」で示す単年度の計画と、そして現状を正しく把握するための「評価」ということになるでしょう。

そのような中、ここにお示しする後期基本計画は、平成18年度から22年度の5年間を計画期間としていますが、これは現時点において見通せる可能な限りの5年間の方向性を示したものです。

安定した行政サービスが提供できるようになり、地方分権時代を生き抜くことのできる自立した自治体になること。その結果、市民から引き続き選ばれつづけるまちになることを、この後期基本計画では、目標におきます。

東久留米市ならではのモノや人のふれあいを守り、育てていくことで、郷土意識は芽生えていきます。

「東久留米市がもっと愛されるまちになること」

これが選ばれ続けるまちになるための条件だと考えています。

東久留米市長

野崎重弥

目次

第1編 総合計画の策定にあたって	1
第1章 策定の意義	3
第2章 総合計画の体系	4
第2編 後期基本計画	7
第1章 市民一人ひとりが共につくるまち	9
第1節 協働のための仕組みづくり	10
第2節 地域コミュニティの振興	11
第3節 互いに尊重しあえる意識の醸成	12
第2章 水と緑を守り育てていくまち	13
第1節 緑を基本とした景観の保全	14
第2節 水と緑に親しめる空間の創造	15
第3節 環境への負荷を低減する生活・活動の促進	16
第3章 子どもがのびのび心豊かに育つまち	17
第1節 就労している保護者への子育て支援	18
第2節 乳幼児の健全発育への支援	19
第3節 子育て支援環境の整備	20
第4節 子育ての負担の軽減	21
第5節 青少年の健全育成	22
第6節 活力ある学校づくり	23
第4章 高齢者がいきいき幸せに暮らせるまち	25
第1節 民間福祉サービス提供者の自立誘導	26
第2節 高齢者福祉の推進	27
第3節 障害者福祉の推進	28
第4節 保健医療の推進とスポーツの振興	29
第5節 低所得者への経済的自立支援	30

第5章	豊かな出会いでにぎわうまち	31
第1節	地域産業の振興	32
第2節	地域課題の解決に結びつく生涯学習の推進	34
第3節	文化活動の推進	35
第6章	快適な都市環境が整ったまち	37
第1節	都市基盤の安全性、快適性の確保	38
第2節	公共下水道の整備	39
第3章	交通環境の向上	40
第4節	交通安全の推進	41
第5節	防犯対策の充実	42
第6節	災害対策の充実	43
第7節	消防力の強化	44
第8節	廃棄物の発生抑制とリサイクル等の推進	45
第9節	自立した消費生活への支援	46
第7章	計画の推進	47
第1節	人材の育成と活用	48
第2節	計画行政の推進	49
第3節	健全な行財政運営	50
第8章	個別施策	51
資料編		55
	＜事務事業一覧表＞	57

第1編

総合計画の策定にあたって

第1章 策定の意義

東久留米市では、平成13年3月に策定した第3次長期総合計画に基づき、『水と緑とふれあいのまち“東久留米”』を将来像として諸施策を推進してきました。

しかし、三位一体改革をはじめとした地方分権の進展、“措置から契約へ”といった福祉構造改革の進展、団塊の世代の定年退職問題など、新たな対応が求められる課題が発生してきています。

こうした状況は、公共、公益とは何かを改めて問い直し、行政のあり方そのものを見直ししなければならないという必要を生み出してきています。

このような状況を踏まえ、現時点において予想できる限りの社会経済状況の変化に対応した、本市の行財政運営の指針となる第3次長期総合計画後期基本計画を策定するものです。

第2章 総合計画の体系

1 総合計画の構成

1) 基本構想

基本構想は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の定めに基づき、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために、議会の議決を経て定められるものです。

2) 基本計画

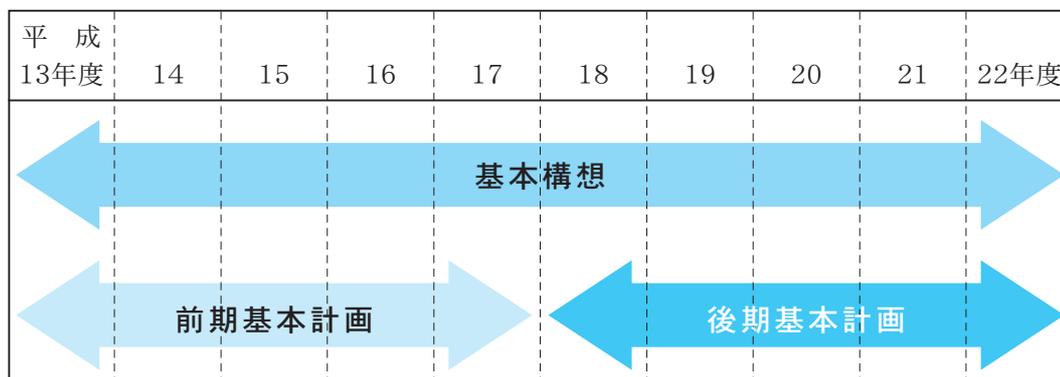
基本計画は、基本構想を実現するための施策の大綱に基づいて、計画期間中の課題と方向性を示すとともに、諸施策を総合的に体系化するものです。

3) 実施計画

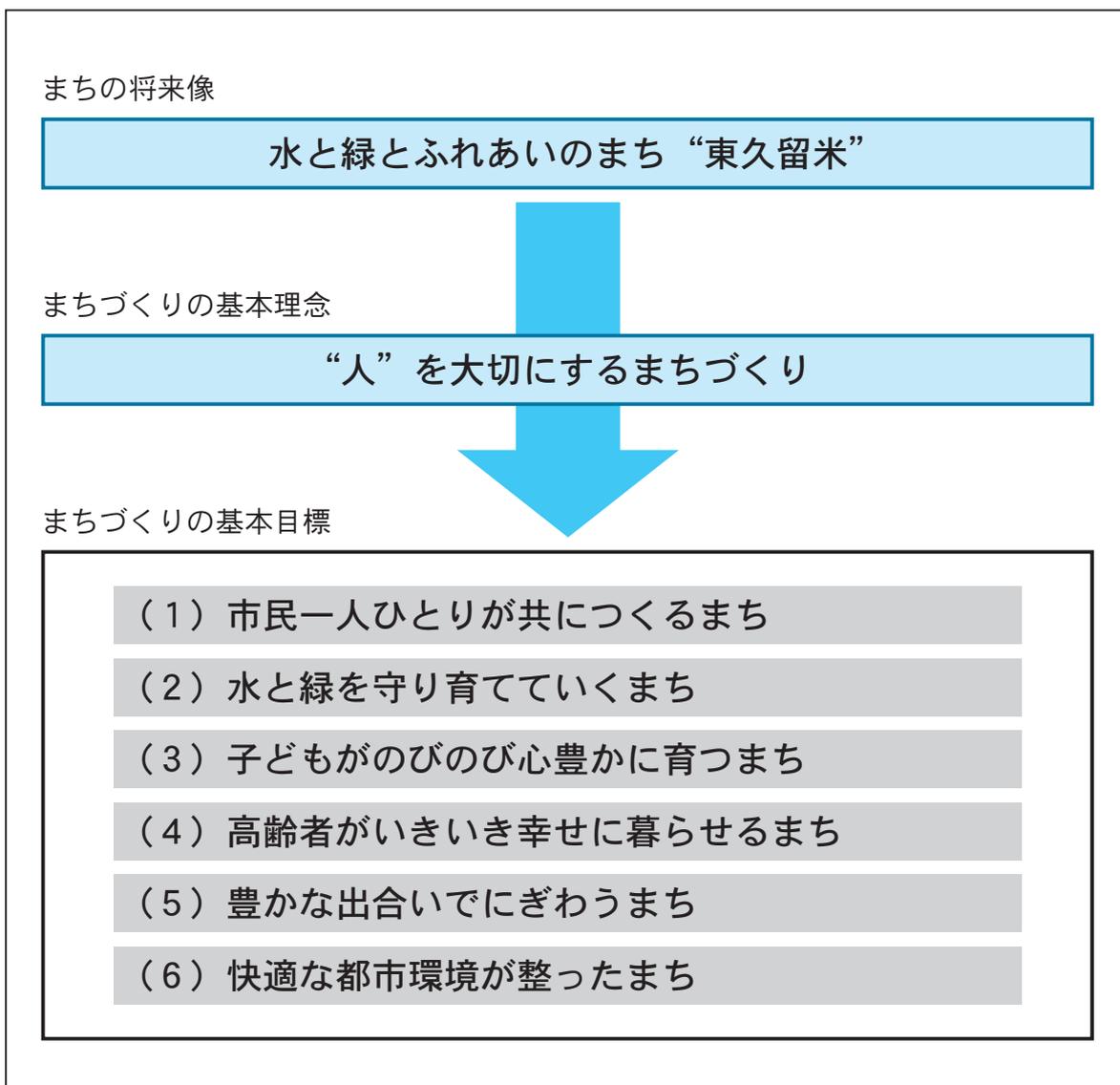
実施計画は、基本計画に基づいて各年度の事業の規模や財源の内訳等を明確にした、予算編成の指針となるものです。

2 計画の期間

- (1) 基本構想は、平成13年度を初年度とし、目標年度を平成22年度とします。
- (2) 基本計画は、平成13年度から平成17年度までの5年間を前期計画、平成18年度から平成22年度までの5年間を後期計画とします。
- (3) 実施計画は、3カ年を計画期間とし、必要に応じて年度毎に見直しをしていきます。



東久留米市第3次長期総合計画 基本構想（抜粋）



第2編

後期基本計画

*各施策における成果指標の数値は、特に断りのない限り平成16年度のデータです。

第1章 市民一人ひとりが共につくるまち

地域の課題を市民一人ひとりが知恵と力を寄せ合い、共に解決していくためには、市民と行政との協働が欠かせません。協働によるまちづくりとは、市民活動団体と行政が地域課題を共有し、共に解決策を探り、実践することです。

その前提として必要な、情報共有の場、共に考える場を創出するほか、参加・協働のルールづくり、協働を担う団体の育成を進めます。さらに、地縁型・テーマ型コミュニティ活動の横の連携を図るなど、地域の課題を地域で解決する仕組みを作っていきます。

基本的人権を大切にすることは、市民一人ひとりの意識の中に根付くことが最も重要です。市では、人権擁護の教育・啓発に取り組むほか、男女共同参画を促進します。また、人権侵害を受ける恐れのある場合、公的な支えが必要な場合には適切な支援を行っていきます。

<施策>

協働のための仕組みづくり

地域コミュニティの振興

互いに尊重しあえる意識の醸成

第1節 協働のための仕組みづくり

協働とは、市民団体と行政が果たすべき責任と役割を自覚して、お互いに補完し合い、協力し合う対等の関係をいいます。協働体制を構築するための市民と行政との役割分担は、市民の自発的な行動から始まる行政とのパートナーシップで成り立つものであり、互いに平等な立場で推進するものです。

市では、市民や団体に対する制度の整備を進めていきます。

【対象】

市民活動団体、事業所、NPO団体が
行うまちづくり活動

【意図】

◇活動のために必要な資源（人、物、
資金、情報）が確保され、連続的な
活動になるためのルールや制度が整
う

【成果指標】

☆市民と行政の協働のまちづくりがで
きていると思っている市民の割合
・・・29.7%

【基本事業】

○協働の推進

市民活動団体や事業所、NPOなどが、まちづくりの一部を担おうとする機運を高めていきます。

○団体の発掘・育成

市民福祉向上のため、団体が、市と共に公共の役割を担えるように育成していきます。

○協働・参加の仕組みづくり

市民がまちづくりへの参加意欲を高められるよう、協働や市民参加の仕組みをつくっていきます。

第2節 地域コミュニティの振興

これまで市は、コミュニティの場の提供を役割として認識し、地域センターなどの整備を行ってきました。交流のきっかけづくりを行うことまでは、身近な自治体が担うべき役割といえます。その後、地域に応じた活動が行われるようになることが望まれています。

姉妹都市との交流は、日常では交流するきっかけがなかなかない地方を、第二のふるさととして経験してもらい、その輪が継続、発展していくよう、交流の機会を提供しています。

【対象】

地域コミュニティ

【意図】

◇地域に応じた活動が行われている

【成果指標】

☆日常的に交流している人がいる市民の割合 . . . 70.1%

【基本事業】

○交流の拠点づくり

活動ジャンルの異なるコミュニティ同士が交流できる場を確保していきます。

○コミュニティ活動への支援

市民が主体的にコミュニティ活動できるように、支援していきます。

○姉妹都市交流の推進

市民が群馬県榛名町を第二のふるさととして感じられるよう、姉妹都市交流を推進していきます。

第3節 互いに尊重しあえる意識の醸成

市民一人ひとりが日々、家族内・隣人同士等の生活の中で、お互いの個性を尊重し認め合うなど、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければなりません。

また、平和についても同様、住民自らが常に平和の尊さを認識するとともにその理解を深めていくよう努めることが大切です。

市は「基本的人権の尊重」及び「平和の尊重」を行政の基本に据えつつ、市民の間にその理念を普及させるための啓発活動等を通してその意識の醸成や高揚に努めていきます。

一方、市民の方が人権侵害を受ける恐れのある場合、公的な支えが必要な場合には、その解決のための援助等、必要な支援を行っていきます。

【対象】

市民（外国人含む）

【意図】

◇互いの人権が尊重され、個性、能力が発揮できる

【成果指標】

- ☆男女共同参画社会が実現していると考えている市民の割合・・・39.7%
- ☆過去1年間に日常生活において嫌な思いをした市民の割合・・・25.6%

【基本事業】

- 固定的な役割分担意識の改革
市民及び事業所に対し、性別による固定的な役割分担意識の改革を働きかけていきます。
- 男女共同参画の促進
女性も男性もその個性や能力が発揮できるようにしていきます。
- 人権相談と救済支援
人権が侵害されている、又は侵害される恐れのある市民に対して、解消のための援助を行います。
- 平和意識の尊重
市民の平和意識を醸成し、平和の尊さを理解してもらうようにしていきます。

第2章 水と緑を守り育てていくまち

市民の多くは、この地に残された湧水や緑を大切に守り、育てていきたいと考えています。「東久留米らしい環境」の象徴である水と緑を今後も大切にしながらまちづくりに活かしていくためには、市民と行政がそれぞれの立場で可能な限り、水と緑を守り育てていこうとする努力が必要です。

こうした視点に立って、水や緑のネットワーク化や、市民が主体となって行う緑を増やす活動を通じた緑の景観の創出、水に親しめる空間の創造を目指します。

<施策>

緑を基本とした景観の保全

水と緑に親しめる空間の創造

環境への負荷を低減する生活・活動の推進

第1節 緑を基本とした景観の保全

市には、自然環境やまちなみといった景観を保存する上で、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る役割があります。

残したい景観とは何か、みんなが共通の認識に立つ必要があります。また、民有地に関しては、その景観を保全するかどうか所有者に委ねられています。どうしたら優れた景観を保全できるようになるのか、市民の参画を得て一緒に検討していくことが重要です。

【対象】

自然物（緑地等）

【意図】

◇優れた環境（景観）を将来に受け継ぐ

【成果指標】

☆市民が残したい環境（景観）が、保全されていると感じている市民の割合
・・・53.4%

【基本事業】

○緑の保全

緑を保全することによって、緑と一体となった都市景観を保ちます。

○緑の景観の創出

緑を増やす活動により多くの市民の参加が得られる環境を整備します。

○景観意識の醸成

景観作りへの関心が高まるよう啓発活動を行います。



緑を基本とした景観の保全

第2節 水と緑に親しめる空間の創造

東久留米市は、市域面積に対する河川延長が近隣市より長く、その主な河川の水源は市内にあります。親水施設等の整備状況も進んできています。河川と触れ合う活動は高まってきており、7割を超える市民が、日頃から身近な自然と触れ合う機会を持っていると答えています。

市民が自然と触れ合うことで、主体的に楽しむと同時にその保全についても考えるきっかけになっています。

【対象】

市民、事業所、自然物（河川、水辺、緑地等）

【意図】

◇水辺などの自然環境が生活の中に感じられる

【成果指標】

☆日頃から身近な自然（河川、湧水、緑等）と触れ合う機会を持っている市民の割合 …… 71.1%

【基本事業】

○ふれあいの機会の提供

市民に、水辺や湧水といった水辺環境と振れ合う機会を提供します。

○水辺環境整備の推進

河川や水辺を、生物が生息できて人がふれあえる環境にしていきます。



水と緑に親しめる空間の創造

第3節 環境への負荷を低減する生活・活動の促進

昭和40年代には東久留米市でも騒音、水質、家畜の臭いの問題がありましたが、最近では、公害に関する苦情や陳情は少なくなりました。その一方で、市民の省エネ、リサイクルに配慮した生活に関する意識は高まっています。

市では、さらなる環境への負荷の少ない生活・活動に結びつく施策を展開していきます。

【対象】

市民、事業所

【意図】

◇環境への負荷の少ない生活・活動を行う

【成果指標】

☆環境に優しい生活や活動を行っている市民の割合 ……71.8%

【基本事業】

○環境悪化防止対策の推進

環境悪化の恐れのある施設や活動を事前に把握し、発生を未然に防止します。

○地域における環境学習の推進

人と環境の関わりについて理解を深めるための環境学習を推進します。

○環境に配慮した行動・生活の実践

市民や事業所に、環境に優しい行動や生活を実践するための啓発活動を行います。

第3章 子どもがのびのび心豊かに育つまち

少子化の進行は、将来の日本のあり方に大きく影響を及ぼすものであり、その対策については国を挙げて取り組んでいます。市においても子育て支援を喫緊の課題と捉え、重点的に取り組みます。

子育ての基本は家庭にあります。市では、これを支える地域づくりや、子育て支援環境及び教育環境の整備に努めます。

また、青少年が健全な心身と思いやりの心を育み成長していくことは、市民共通の願いです。家庭・学校・地域社会の連携・協働の強化を図りつつ、青少年の健全育成の活動を支援していきます。

<施策>

就労している保護者への子育て支援

乳幼児の健全発育への支援

子育て支援環境の整備

子育ての負担の軽減

青少年の健全育成

活力ある学校づくり

第1節 就労している保護者への子育て支援

少子化と核家族化の進展、ひとり親等の増加に伴い、子育て世帯がますます孤立化してきており、行政の支援に対するニーズは高まってきています。保育所の待機児解消策を進め、就労しながら子育てできる保育環境を整備していきます。

【対象】

保育に欠ける乳幼児、児童を持つ保護者

【意図】

◇安心して就労と子育てが両立できる

【成果指標】

☆4月1日現在の保育所の待機児数
・・・77人(H17.4.1)

【基本事業】

○認可保育所の運営

サービス向上のために公営保育所の公設民営化を進めながら、既存の公設・私立保育所も一体となって、安心して子どもを預けられる認可保育所を展開していきます。

○認証保育所制度の活用

認可保育所だけでは応えきれない大都市ニーズに対応するため、東京都の認証保育所制度を活用した保育園を支援します。

○家庭的保育（家庭福祉員・保育室）の充実

小回りのきく家庭的保育（家庭福祉員・保育室）を充実し、乳幼児の保育の選択肢を増やします。

○学童保育所の運営

放課後に適切な保育を受けることのできない児童の健全な育成を図るため、学童保育所（クラブ）の運営をしていきます。

第2節 乳幼児の健全発育への支援

乳幼児期は、子どもの健全な発育にとってとても重要な時期です。しかし保護者にとっては、様々な不安を抱える時期でもあります。

市では、保護者等の出産・育児への不安を解消するよう、情報提供を行うとともに、健診により乳幼児の発育状況を把握し、子育てを支援していきます。

【対象】

乳幼児及びその保護者等

【意図】

◇子どもの発育状況に応じた子育てができる

【成果指標】

☆乳幼児健診の受診率

3～4ヶ月児 . . . 95.2%

1歳6ヶ月児 . . . 93.5%

3歳児 . . . 94.4%

☆出産・子育ての情報が得られた人の数(両親学級) . . . 97.3%

【基本事業】

○子育てに関する学習の機会の提供

出産を控えた母親、父親に対し、出産・育児への不安を解消するよう知識の普及を図ります。

○健診の充実

乳幼児の健全な発育状況を確認し、病気の早期発見、ケアを行っていきます。

○相談サービスの充実

子育ての不安を抱えている人が、不安を解消できるように相談を行います。



乳幼児の健全発育への支援

第3節 子育て支援環境の整備

安心して子育てをしていけるよう、相談体制の充実とともに、子どもたちが安心して遊べる場、親子で参加できる交流の場の提供など、多様な子育て支援サービスを提供していきます。

【対象】

乳幼児、児童の保護者

【意図】

◇多様な子育て支援サービスを選択できる

【成果指標】

☆子育てがしやすい環境が整っていると
感じている市民の割合
・・・44.4%

【基本事業】

○子育て支援サービスの充実

子ども家庭支援センターを設置し、相談体制や要保護児童への対応について充実を図るとともに、一時保育事業やショートステイ事業など子ども家庭在宅サービスを行っていきます。さらに、関係機関との連携も図り、地域の子育て支援を進めていきます。

○児童館の運営

児童館は、利用者のニーズを把握しつつ、児童の健全育成と子育て支援の拠点として、情報提供や相談、多世代間の交流の場を提供していきます。

○幼児教育の振興

公立幼稚園における幼児教育は、閉園までの間、引き続きその充実に努めるとともに、幼児教育の基幹的役割を果たす私立幼稚園の教職員の研修などの充実に支援します。

第4節 子育ての負担の軽減

少子化については、「未婚化・晩婚化」「初産年齢の上昇」に加え、「夫婦の出産力そのものの低下」という新たな要因が指摘されています。

その背景には、結婚や子育てに関する価値観の変化とともに、子育てに関する親の負担間の増大があります。

市では、子育て家庭に対して様々な経済的支援を行います。

【対象】

子育てにかかる経済的負担が大きい保護者

【意図】

◇子育てに係る経済的負担の軽減を図る

【成果指標】

☆必要としている保護者に対する実施率（支給者数／認定者数×100）％
・・・100％

【基本事業】

○経済的負担の軽減

子育て中の保護者に対し、子育てに係る経済的負担の軽減を図っていきます。



子育て支援環境の整備

第5節 青少年の健全育成

青少年が加害者となったり、被害者となるなど社会全体が以前と比べて混沌としてきています。そうした中、東久留米市における青少年健全育成は、地区青少年健全育成協議会をはじめ、学校などが積極的に取り組んでおり、その評価は決して低くありません。

青少年の健全育成でまず最初に重要なのは、家庭、青少年自身の自覚の問題です。その上で、さらに家庭・学校・地域が連携して取り組む必要があります。

【対象】

青少年（児童～成人前）、地域住民

【意図】

- ◇社会の一員として自覚と責任を持って行動してもらう
- ◇青少年に対し関心を持つ（健全育成に関心を持つ）

【成果指標】

- ☆青少年委員会・地区青少協の事業に参加した青少年の延べ人数
・・・8,348人

【基本事業】

○地域による健全育成

青少年が健全に育成されるよう、地域が主体となる活動を活発にしていきます。青少年がこうした地域の活動に積極的に参加してもらうように誘導していきます。

○規範・ルールの啓発

青少年に社会の規範・ルールを守ってもらうよう、社会規範、ルールについて啓発していきます。



青少年の健全育成

第6節 活力ある学校づくり

義務教育段階の教育は、法や制度に基づき、市内のどの学校に通う児童・生徒にも同程度の教育環境を保証し、豊かな成長を期して行われるものです。

学校教育の内容充実や児童・生徒の確かな学力の獲得には、児童・生徒の学習意欲と教職員の指導力の向上によるところが大きく、保護者や地域の学校に対する協力体制等の自覚と行動も大きく期待されるものと考えています。

活力ある学校づくりの推進にあたって、安全面における施設整備、ソフト面における制度的充実、全体を見渡した学校規模の適正化等、学習環境の整備を行うとともに啓発や相談体制の充実など積極的に推進していきます。

また、学校教育の充実を図るため、これまで以上に積極的に外部人材を活用していきます。

【対象】

義務教育課程の児童・生徒、市立小中学校

【意図】

◇地域社会の一員として、心身ともに健康で人間性豊かに成長できる

◇学校としての個性を高め地域教育の核となる

【成果指標】

☆学校の教育目標・教育方針の達成度
・・・80.0%

【基本事業】

○心と体の健康づくり

児童・生徒が、心身の健康を保ち、安全な学校生活を送れる環境の実現を図ります。

○基礎学力の向上

児童・生徒の基礎学力の向上のため、分かる授業の展開につながる教員研修を行います。

○特殊教育（特別支援教育）の充実

市内に居住する障害がある幼児、児童・生徒に対し、障害に応じた教育が受けられる環境整備に努めます。

○指導力の向上

教職員の教育的資質を向上し指導体制の充実を図ります。

○教育環境の充実

児童・生徒に対し、安全で適正かつ良好な学習環境を提供していきます。

○市民の教育参加

市民にも、学校改革に参加していただく機会を創出していきます。

○保護者の負担軽減

児童・生徒の教育に関する保護者の負担の軽減を図っていきます。

○義務教育学校の経営支援

児童・生徒への教育を円滑に実施するため、小中学校への側面的な支援を充実していきます。



平成17年度 東久留米市立西中学校
女子ハンドボール部 全国制覇

第4章 高齢者がいきいき幸せに暮らせるまち

この基本目標では高齢者のみならず、すべての人がいきいき幸せに暮らせることを目指しています。

前期基本計画期間中に社会福祉基礎構造改革が実施され、福祉のあり方が大きな転換点を迎えました。高齢者も障害者も「措置から契約」「施設から在宅」という大きな流れの中にあります。市では地域福祉計画に基づき、この流れにそって福祉施策を展開していきます。そして高齢者、障害者のみならず、すべての方々が健康を維持しながら、社会の中でのつながりを保ちつづけ、いきいき幸せに暮らせるまちを目指します。

健康に関する正しい知識の普及・啓発、健康の保持推進を図り、保健医療制度の安定化を目指しながら、市民が自ら行う健康づくりを支援していきます。公の提供するスポーツを健康増進のためと位置付け、気軽に運動できる場や、情報の提供に努めます。

<施策>

民間福祉サービス提供者の自立誘導

高齢者福祉の推進

障害者福祉の推進

保健医療の推進とスポーツの振興

低所得者への経済的自立支援

第1節 民間福祉サービス提供者の自立誘導

地域福祉とは、国や都の制度に基づいた縦割りの福祉ではなく、「生活の場（生活圏域）において」「支援を必要とする方や家族を、行政、市民、民間団体、企業等地域社会の担い手の参画により積極的に支援」するものとされています。

市では、行政サービスでは十分対応できない個々のニーズにきめ細かなサービスが行き届くようにするために民間団体等を育て、自立できるようにしていきます。

【対象】

福祉サービス提供者

【意図】

◇安定してサービスを提供しつづけられるように誘導する

【成果指標】

☆地域の中で住民同士がお互いに支え合えていると感じている割合

・・・27.9%

【基本事業】

○民間福祉活動団体の育成

民間福祉サービス提供者に、きめ細やかで先駆的な福祉サービスを提供してもらうようにしていきます。

○地域の相談機能の強化

地域社会の中で、市民の助け合いの意識を高め、地域で安心して暮らせるようにしていきます。



民間福祉サービス提供者の自立誘導

第2節 高齢者福祉の推進

これから迎える高齢社会にあって、健康予防等によって自らの健康を自ら管理することがますます重要になっていきます。

高齢者の方が居宅で自立した生活を送るために、住環境の向上支援及び介護保険を利用した生活支援、地域ケア体制の充実を図り、高齢者の方が寝たきりなどの要介護状態にならずに生活できるよう、介護予防策を充実します。もちろん、必要な高齢者が必要なサービスが受けられるよう、介護サービスの質の向上も図っていきます。

【対象】

高齢者（65歳以上）

【意図】

◇住み慣れた家庭や地域の中で安心していきいきと暮らせる

【成果指標】

☆居宅で暮らしている世帯
・・・8,759世帯
☆介護認定出現率
・・・12.2%
☆居宅で暮らしている高齢者の要介護認定者数率
・・・19.8%

【基本事業】

- ひとり暮らし高齢者の安全確保
ひとり暮らしの高齢者の生活上の不安を軽減するようにします。
- 家族介護への支援
介護を必要とする方に対して、家族での介護ができるように支援していきます。
- 介護サービスの質の向上
高齢者が、必要な介護サービスが受けられるように質の向上を図ります。
- 自立生活への支援
要介護者の発生を抑制し、自立した生活ができるように支援していきます。
- 交流の場確保
高齢者の方に、いきがいを見つけ、活発に活動してもらえるようにします。
- 就労の支援
就労希望のある高齢者の方の、知識、技術を活用できるように支援します。

第3節 障害者福祉の推進

障害者の方が住み慣れた地域の中で安心していきいきと暮らせるように、本人自らの意識の変化、周囲との協調などへの努力などはもちろん、周囲の理解や支援も欠かせません。

市も、新しい国、都の方針に基づき、住み慣れた家庭や地域で暮らしていただけるように支援していきます。

【対象】

障害者

【意図】

◇住み慣れた家庭や地域の中で安心していきいきと暮らせる

【成果指標】

- ☆市内で暮らしている障害者手帳所有者の割合・・・98.1%
- ☆市民に占める障害者の割合・・・4.4%(3.5%)
()内は精神・難病を含まない場合の割合

【基本事業】

- 日中活動の支援
訓練や相談により日中活動の支援を行います。
- 日常生活への支援
障害者の方が、住み慣れた地域の中で生活しやすいよう、支援を行います。
- 障害児への療育支援
就学前の障害児が療育を受けられる機会を提供します。
- 経済的支援の充実
障害者の方々の経済的負担の軽減を図ります。



障害者福祉の推進

第4節 保健医療の推進とスポーツの振興

心身ともに健康でありたいという願いは、万人に共通するものです。

市は、「わくわく健康プラン東くるめ」の健康づくり計画に基づき健康に関する正しい知識の普及・啓発、健康の保持推進、保健医療環境の整備を行いながら、市民が自ら行う健康づくりを支援していきます。

また、医療費の高騰などにより保険制度が破綻しないよう、医療保険制度の安定に努めていきます。

スポーツに関する公の役割を健康増進のためと位置付け、気軽に運動できる場、及び生涯スポーツに関する情報の提供に努めます。

【対象】

市民

【意図】

◇心身ともに健康で過ごせるようになる

◇医療費の削減を図る

【成果指標】

☆自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合 …… 76.9%

☆健康について関心を持っている市民の割合 …… 91.7%

☆国保制度・老人保険制度に満足している市民の割合 …… 59.4%

☆日頃から何かスポーツを行っている市民の割合 …… 30.1%

【基本事業】

○健康に関する知識の普及・啓発

健康に関する正しい知識をお知らせします。

○国民健康保険制度の安定

安心して医療が受けられるよう、国民健康保険制度の財政基盤を健全にします。

○老人医療保健制度の安定

安心して医療が受けられるよう、老人医療保健制度の財政基盤を健全にします。

○健康の保持推進

市民が健康を保持、推進できるよう、疾病の予防、早期発見、早期治療を支援していきます。

○保健医療施設の整備

保健医療施設を整備し、適切な医療が受けられるようにしていきます。

○スポーツの場の充実

市民が気軽にスポーツできる場を提供し、誰でも参加し、楽しめるスポーツ、レクリエーションの普及、進行に努めます。

○総合型地域スポーツクラブの育成

市内のスポーツ団体が、自主的な活動ができるようにしていきます。

第5節 低所得者への経済的自立支援

疾病等で収入がなく生活の維持が困難な人に対しては、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を送る基本的人権の保障として行政が支援する責任があります。

東久留米市では、ケースワーカーの適切な助言や指導などによって自立を促してきており、生活保護そのものの受給率は近隣より高くない状況です。

今後も自立支援事業の活用などにより、生活困窮者の自立を支援していきます。

【対象】

生活保護受給者、生活困窮者

【意図】

◇生活の安定と自立を促進する

【成果指標】

☆生活保護の受給率 ・ ・ ・ 9.3%

【基本事業】

- 生活困窮者が自立を継続できる生活支援
生活困窮者が、生活保護を受けなくてすむように自立支援していきます。
- 生活保護対象者の生活の安定と就労自立支援
生活保護を受けている方の生活の安定を図り、就労による自立を支援します。
- 低所得者に対する経済的支援
生活困窮者の生活を支援していきます。

第5章 豊かな出会いでにぎわうまち

地域の魅力を高めるには、東久留米市の良さを内外にアピールして交流を促進するとともに、地域産業の振興などにより地域の活力を高めていく必要があります。

市では、自立的な商業活動や農業生産活動を支援し、人材の発掘・活用を図り、元気なまちづくりを推進します。商業活動、農業生産活動への支援は、当事者だけでなく、まち全体の活力向上をねらうものです。

また、市で取り組む生涯学習では、地域課題に取り組む実践力を身につけようとする市民を応援します。そして、共に考え行動する地域社会の創造を目指します。

<施策>

地域産業の振興

地域課題の解決に結びつく生涯学習の推進

文化活動の推進

第1節 地域産業の振興

東久留米市の良さをアピールするにあたり、何が東久留米の良さであるかということは、行政だけで議論・推進すべきことではありません。市民が東久留米の良さをどのように認識しているかを基本としながら、その推進に向けては、市民、市民団体、産業団体の協力を得ながら全市的な取り組みが必要になっていきます。

地域産業振興会議の報告を受けて、市民、行政、産業の連携をとりながら、東久留米市の魅力を活用した地域産業振興策を展開していきます。

【対象】

東久留米の特色（水と緑、特産品、人材）、事業者（農業者、商業者）

【意図】

- ◇多くの人に知ってもらい経済活動に活かす
- ◇事業の継続、発展や起業ができる

【成果指標】

- ☆事業者数 ……2,883事業所
(H13事業所統計調査)
- ☆農家数 ……369軒
(H12農林業センサス)
- ☆商業販売高 ……197,237百万円
(H14商業統計調査)
- ☆工業出荷高 ……12,893百万円
(H14工業統計調査)
- ☆東久留米市の良さを理解している市民の割合 ……59.7%
- ☆地元の農産物を積極的に購入している市民の割合 ……27.6%
- ☆必要としている資金を調達できた事業者数 ……118件

【基本事業】

○生業としての農業環境の維持

農業者が生業として農業を継続できる環境の維持を図ります。

○地域資源の発掘、有効活用

地域資源を活用した新たな産業の発掘、創出を支援していきます。

○商業環境づくりへの支援

商業者に魅力のある商店会づくりをしてもらうよう、支援していきます。

○地域の魅力の発信、継続

地域産業振興会議の提案に基づき、新たな産業を発掘し創出を支援する仕組み・体制の検討をしていきます。

○市民農園、体験型農園

市民に農業に触れ合ってもらう機会を提供します。

○勤労市民共済会

中小企業に勤める方が大企業なみの福利厚生サービスが受けられるように、中小企業の事業主と従業員を支援します。



地域産業の振興



地域産業の振興

第2節 地域課題の解決に結びつく生涯学習の推進

生涯学習、自己啓発は、行政の担うべき範囲とは必ずしも言い切れるものではありません。私的な学習が公的資金の投入に足る所以は、その成果を地域課題の解決に結び付けていただくところにあります。

市では生涯学習に取り組むきっかけを提供し、コミュニティや協働の施策とも連携しながら、その成果の地域還元を目指していきます。

【対象】

市民（在勤、在学者含む）

【意図】

- ◇生涯学習に意欲を持って取り組むきっかけを提供する
- ◇生涯学習で学んだ知識、経験を基に地域課題の解決に結び付ける

【成果指標】

☆日頃から目的を持って学習活動を行っている市民の割合
（20歳以上人比） ・ ・ ・ 31.2%

【基本事業】

- 学習成果の地域社会への還元
市民や活動団体が活動成果を発表し、その活動を地域に広め還元できるよう支援します。
- 学習・交流の機会や情報の提供
市民に学習活動のきっかけを提供していきます。
- 家庭や地域教育力の向上
地域活動団体が自主的な活動できる環境を整え、地域教育力の向上を図ります。
- 個人学習活動の推進
多くの市民が学習意欲を持ち、充実した生活を送れるよう応援します。

第3節 文化活動の推進

市内には、旧石器時代と縄文時代の遺跡が数多く存在します。現時点では国指定等の特別文化財はありませんが、近世の文化財も多く残されています。

これらの文化財を適正なコストで適正に保全しながら、より多くの人がこの地の歴史・芸術・文化に触れられる機会を提供していきます。

【対象】

文化財（有形、無形、民俗）、市民（小学生以上、周辺自治体含む）

【意図】

- ◇残された文化財を次世代に伝承する
- ◇より多くの人に歴史・芸術・文化に触れてもらう

【成果指標】

- ☆適正に保全されている文化財の数
・・・7,483件
- ☆有形／無形、民俗文化財数
・・・7,335件
- ☆史跡／埋蔵文化財等の数 ・・・148件

【基本事業】

○文化財の公開・活用

文化財を公開することにより、市民が郷土の歴史や文化を学べる機会を提供します。

○文化財の調査と保護・保存

有形・無形文化財を調査し、適正に保護・保存して、後世に残していきます。

○郷土芸能の保存と育成

郷土芸能を保存するため、団体の後継者育成を支援します。



文化活動の推進

第6章 快適な都市環境が整ったまち

快適で魅力的なまちは、安全な都市基盤、風水害や地震などの災害に強いまち、安心できる日々の生活、そうした基本の上に成り立つものです。このため、「安全、安心、快適」をテーマに基盤整備に努めます。

今日、治安の悪化に対する市民の不安は増大しつつあります。市では警察に対して空き交番の解消などの要請を継続する一方、安全安心まちづくり条例の精神に基づき、地域社会における市民等による自主的な防犯活動の推進、及び犯罪防止に配慮した環境の整備を進めます。また、地域ぐるみで防災の備えを拡充しようとする取り組みを支援します。

循環型地域社会の形成に資するため、ごみの発生・排出抑制、リサイクルを推進するとともに、関連一部事務組合を通じて環境全体への負荷の低減に取り組みます。

<施策>

都市基盤の安全性、快適性の確保

公共下水道の整備

交通環境の向上

交通安全の推進

防犯対策の充実

災害対策の充実

消防力の強化

廃棄物の発生抑制とリサイクル等の推進

自立した消費生活への支援

第1節 都市基盤の安全性、快適性の確保

市は、都市計画マスタープランに沿った土地利用を誘導すべく、都市基盤の安全性と快適性の確保に着目して、道路・公園等の整備を計画的に進めていきます。また、市域外周部等の大型団地や都営住宅の建て替え等の際には、関係機関に対して市のまちづくりの考え方に理解・協力を求めています。

【対象】

市民、計画している都市基盤（道路、公園等）

【意図】

◇安全性、快適性のある都市基盤が整う

【成果指標】

☆市内の道路は安全で快適だと思っている市民の割合 ……41.4%
☆生活に必要な基礎的な施設が整っていると感じている市民の割合 ……49.1%

【基本事業】

○都市計画道路の整備

都市間の連絡、近隣市や最寄駅までのアクセスを向上する都市計画道路の整備を進めます。

○生活道路の整備

生活道路を整備することにより、安全性・快適性を向上していきます。

○生活基盤の整備

安全で快適な公園を整備していきます。

○良好な住環境形成への誘導

開発等事業者と共に、地域住民の利用しやすい場所に良好な住環境を再生していきます。

○計画的な土地利用の誘導

良好な市街地環境を確保するため、土地利用のルールを決め、計画的な土地利用の誘導を行っていきます。

第2節 公共下水道の整備

下水道事業は、その目的によって汚水事業と雨水事業の2つに分けられます。

汚水事業は、衛生的な住環境を確保すること、河川の汚濁を防止するため、家庭などから排出される汚水を適正に処理することが目的です。

また、もう一方の雨水事業では、道路冠水、床上床下浸水といった都市型水害の防止に取り組んでいます。

【対象】

市民、事業所、河川、過去の都市型水害の発生箇所

【意図】

- ◇衛生的な住環境が確保できる
- ◇水質の汚濁を防止する
- ◇都市型水害を防止する

【成果指標】

- ☆水洗化率 . . . 96.6%
- ☆環境基準の水域類型の指定数値を超える河川の数 . . . 3河川
- ☆道路冠水の発生件数（床下、床上浸水含む） . . . 26箇所

【基本事業】

- 雨水の適正処理
雨水下水道を整備し、水害による被害を少なくしていきます。
- 汚水の適正処理
汚水を適正に処理することで、河川の汚濁を防止します。

第3節 交通環境の向上

この施策では、電車、バスなどの公共交通機関並びに自転車、自動車など移動手段全般にわたり、その安全、迅速な移動の実現を目指します。

駅周辺などにおける放置自転車の問題は、自転車駐車場の官民の役割分担とも合わせて考えていかななくてはなりません。

バス交通については、都市計画道路の整備やそれに伴う民間バス路線の延伸などを含めて、市内全域、若しくは広域的な視野から総合的に検討していく必要があります。

【対象】

市民、市内に通勤通学する人

【意図】

◇交通ネットワークが整うことにより
安全、快適に移動ができる

【成果指標】

☆交通の便が良いと感じている市民の割合 ……59.5%
☆交通機関や自転車による市内の移動に不便を感じる市民の割合 ・58.7%

【基本事業】

○交通障害の除去

自転車の放置を防止し、歩行者や緊急車両が駅周辺をスムーズに移動できるようにします。

○交通拠点の整備

東久留米駅利用者が自転車を止められるように、自転車駐車場を整備します。

○公共交通の調整

身近に利用できる交通機関を含めて、総合的にバス交通を考えていきます。

第4節 交通安全の推進

東久留米市は新青梅街道などの主要幹線道路が市内をほとんど通っていないため、交通事故時の死傷者数は比較的多くありません。しかし、高齢者と高校生の自転車による事故が多くなってきました。

市では道路反射鏡・道路照明・ガードレール等、安全施設の設置を進めるとともに、市民への交通ルールの啓発活動、交通安全教育を行い、交通マナーの向上を図っていきます。

【対象】

道路利用者（車両運転者・歩行者）

【意図】

◇交通ルール、マナーを守り安心して通行ができる（自転車のマナー向上を図る）

【成果指標】

- ☆交通事故発生件数（1月～12月）
・・・2,104件
- ☆交通ルール、マナー違反を日常的に見かける市民の割合　・・・62.6%

【基本事業】

○交通安全施設の整備

交通安全施設を整備し、事故などの交通災害から市民の生命を守るよう努めます。

○交通安全意識の醸成

交通災害から自らの身を守れるよう、交通安全意識の醸成を図ります。

第5節 防犯対策の充実

ひったくりや空き巣ねらいなどの全国的な犯罪の増加、子どもたちが巻き込まれる犯罪の増加により、防犯対策に対するニーズは高まっています。

犯罪に巻き込まれないためには、まず市民が自らの問題として、自分自身及び家族の安全を守る意識を持って日常生活を送っていくこと、そして、近隣、自治会等の単位での協力関係を築き、「地域の力」を高めることが重要になっていきます。

市では、市民の自主的な活動の促進のための援助のほか、犯罪等の的確な情報提供、犯罪を未然に防ぐ環境整備（防犯性の向上）、市民、地域、関係団体、行政機関が一体となって協働して防犯対策を進めていくための仕組みづくりに取り組んでいます。

【対象】

市民（外国人含む）、市域

【意図】

◇犯罪を起こさせない、安全で安心な生活ができる地域社会を築く

【成果指標】

- ☆犯罪件数（刑法犯総認知件数）
・・・1,788件
- ☆防犯上安全であると感じている市民の割合
・・・39.4%

【基本事業】

○防犯組織の連携・促進

防犯組織の連携を促進することにより、市民が自ら身を守れるように誘導していきます。

○犯罪が起こりにくい環境の整備

防犯灯の整備を進めたり、公共施設の設計や管理に関して防犯の視点も取り入れながら、犯罪が起こりにくい環境を作っていきます。

第6節 災害対策の充実

各地で起こっている地震や水害等を受け、市民の防災、防火の意識は高まっていますが、実際に災害に備えて何らかの備えをしている家庭はほぼ半数です。

「自らの身は自らで守る」という意識のもと、日頃から自主的に備え、発災時には近隣での助け合いや、各防災機関が行う防災活動に連携協力していただくことが大切です。

市では、市民の生命と財産の被害を最小限にするための計画づくりとその実践（備蓄、避難路・避難所の確保、情報伝達網の確保等）を進めていきます。

【対象】

市民、事業所、行政

【意図】

◇災害発生時及び有事に適切な救援が行える

【成果指標】

☆災害に備えて何かの備えをしている市民の割合 …… 48.9%

☆想定市内被災者(13,000人)に対する2日分(1日3食)の飲食料備蓄率 …… 68.1%

【基本事業】

○防災資機材の整備

市民と行政がそれぞれ、災害に対する備えを欠かさないようにします。

○災害時対応の啓発、周知、普及

市民が災害発生時に的確な情報が得られ、安全な避難ができるようにします。

○円滑に応急活動ができる体制づくり

災害発生時に、市民、行政、事業者がそれぞれの役割を果たせるように体制づくりをします。



災害対策の充実

第7節 消防力の強化

消防の任務は市民の生命、身体、財産等を守ること、そのために消防力の強化を図ることにあります。

市では、平成17年の消防委員会からの答申に基づいて、常備・非常備両面にわたる充実策、強化策を図っていきます。

一方、自らの生命・財産を守ることには、市民の役割でもあります。被害を最小限にとどめるためには市民や地域の協力が欠かせません。

【対象】

市民

【意図】

◇生命、身体、財産に関わる被害を最小限にとどめる

【成果指標】

☆防火について常に意識している市民の割合 ……74.2%
☆焼死者数 ……0人
☆救命率(10,000人あたり) ……3.1人
☆火災に伴う損害額 ……11,794千円

【基本事業】

○消防体制の充実

火災、救急、救助要請に迅速・的確に対応し、市民の生命・身体・財産を守る活動を充実します。

○市民意識の高揚

市民の自主的な活動の推進のため、消防行政全般にわたる正確かつ迅速な情報伝達等を行うことで、市民意識の高揚を図ります。



消防力の強化

第8節 廃棄物の発生抑制とリサイクル等の推進

環境の悪化を防ぐため、市民、事業者、行政が協力し合って、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進に取り組んでいく必要があります。一番重要なのはごみの発生をいかに抑制するかにあります。排出された廃棄物の処理は、適正な分別、収集運搬から中間処理、再資源化や最終処分まで含めた全般的なサイクルの中で、環境に最も負荷をかけない適正な方法を選択していかなくてはなりません。

【対象】

市民、事業者（行政を含む）

【意図】

◇市民・事業者が廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進に関して、それぞれが自己の責任を果たし、ごみを減量する

【成果指標】

☆家庭ごみの排出量	・・・27,778トン
☆事業系ごみの排出量	・・・5,249トン
☆最終処分場へのごみの搬入量	・・・3,966トン
☆資源化率	・・・25.8%

【基本事業】

- 資源の回収・再生利用・再利用の推進・適正処理の推進
資源ごみが適切に回収され、再利用される仕組みを構築していきます。
- 一部事務組合との連携
柳泉園組合や東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合と連携を図りながら、ごみ減量に取り組めます。
- 適正処理のための条件整備
家庭などから出るごみを適正に収集運搬し、適切な処理ルートにのせるため、施設や設備を整備していきます。

第9節 自立した消費生活への支援

消費者被害は市民一人一人の消費行動の場で起こるものです。被害に遭わないためには、消費者である市民の認識や正しい行動が最も重要です。しかし、消費者被害が多様化、複雑化してきている中で、消費者の自覚のみでは被害から身を守ることが難しい状況になってきています。

市では、消費者に対して、情報提供を含む啓発と被害者に対する相談を通じて被害の減少をはかる役割をはたしていきます。

【対象】

消費者

【意図】

- ◇消費者被害に遭わないように、正しい知識を持つ
- ◇被害にあってしまった場合、どのように解決すればいいのか相談先が分かる

【成果指標】

☆社会環境に合った消費生活ができている割合 ・・・56.4%

【基本事業】

○消費者保護の充実

消費者が被害を被る可能性のある、悪質な商法や不良商品から保護します。

○消費者教育の推進

消費者教育を実施し、賢い消費者になってもらうようにします。

第7章 計画の推進

政府の経済財政諮問会議が平成17年1月に描いたシナリオによれば、改革が順調に進むことで平成18年にはデフレから脱却し、好景気局面を迎えると予測されています。

しかし、このベースに立ち地方財政の予測を立てたとしても、昔のように東久留米市の歳入に余裕が生まれることは見込めません。

なぜなら、好景気に転換しても、勤労者そのものが高齢化で減りつづけており、投資拡大するはずの企業はその数が市内に少なく、土地の価格は上向く見通しが未だ立ちません。さらに三位一体改革で地方交付税の配分も減ることが予想されるからです。

こういった中で行政運営をしてゆくには、今以上に「選択と集中」の手法を徹底する必要があります。また、それなくしては立ち行きません。また、行政コストの削減のため、行政の守備範囲を再設定した上で、なお行政の守備範囲にあるもののうち、法令で定められている事務及び公権力行使にかかわる事務以外は極力アウトソーシングができないか検討します。

なお、こうした先行き不透明な時代にあって、さらに先を見込んだ次期「第4次長期総合計画」の策定には、多くの知恵を結集する必要がありますが、それには今までより長い時間を必要とするでしょう。このため、平成18年以降、なるべく早い時期にこの計画策定に着手していきます。

<施策>

人材の育成と活用

行政計画の推進

健全な行財政運営

第1節 人材の育成と活用

【対象】

職員（正規職員以外も含む）

【意図】

◇能力を最大限に発揮できる

【成果指標】

☆自分の能力・業績が適正に評価されていると感じている職員の割合(H18調査予定)

【基本事業】

- 能力・職責に見合った研修の実施
職員の能力を向上させるため、能力・職責に見合った研修を実施します。
- 人事給与制度の充実
人事給与制度を充実させ、職員のモラルを向上させます。
- 職務環境の整備
職員が安心して働ける環境を整えます。

<定員適正化について>

後期基本計画期間内に到来する職員の大量退職問題に備え、また同時に最大の経常的経費である人件費の抑制を図るため、

- ①事務の統廃合縮小
- ②事務の広域処理化
- ③事務の外部委託等
- ④計画削減

以上のような点を考慮しながら定員適正化計画を定め、最小の職員数で最大の効果を挙げる体制づくりに取り組みます。

第2節 計画行政の推進

【対象】

長期総合計画（基本計画／実施計画）
に計上されている事業

【意図】

◇納税者の納得を得つつ、環境の変化
を踏まえながら計画を実現する

【成果指標】

- ☆東久留米市に住みつづけたいと思っ
ている人の割合 ……81.4%
- ☆東久留米市をふるさととして愛着を
持っている人の割合 ……76.8%

【基本事業】

- 市政情報の市民との共有
市民の行政への関心を高め、納得を
得るため、市政に関する十分な情報
を提供し、市民の意見を聞きながら
計画を推進していきます。
- 市民視点での計画の策定
納税者の視点から市民の意見を収集
し、それを基本にしながらか多角的、
戦略的に計画を策定します。
- 計画の的確な推進
本計画を含む行政計画は、社会情勢、
市民ニーズの変化を捉え、的確に遂
行するよう努めていきます。



第3節 健全な行財政運営

【対象】

市財政（歳入、歳出、負債、財産）

【意図】

◇市が行うべき役割を担える財政構造とする

【成果指標】

☆予算で必要とした補てん財源の金額
・・・1,864,332千円
☆遊休財産(普通財産面積)
・・・22,592.85㎡

【基本事業】

- 自主財源の増加
自主財源について常に検討を重ね、市財政を安定的、恒常的な構造にしていきます。
- 歳出の抑制
支出すべき額を精査し、最小の経費で最大の効果をあげることに努めます。
- 市財産の適正管理
市の財産は、効果的・効率的な維持活用をしていきます。市内に散在する公有財産を買い替えなどで集約するなどして、効果的な土地活用を検討していきます。
- 内部事務の適正処理
庁内事務事業全般にわたり、法令に適合した正しい処理を行うことに努めます。
- 市民サービスの向上
市民の利便性を高めるサービスの実現に努めます。出張所に代わり市内3カ所に設置される地域連絡所は、利用数・効率性などの面から評価検証を加えていきます。
- 庁内の行政情報共有化
行政情報を庁内で共有化し、常に業務の効率性、有効性の向上に努めます。

第8章 個別施策

以下の3施策は、政策体系の中には位置付けられませんが、法令で取り組むことが義務付けられているものです。

これらは施策の範囲が限定されているため、基本事業の設定はありません。

<施策>

議会活動支援の充実

監査活動支援の充実

公正な選挙の執行

第1節 議会活動支援の充実

【対象】

議会

【意図】

◇議決機関としての権能が十分に発揮できるように支援する

【成果指標】

☆議会から事務局へ寄せられた苦情件数 ……0件

第2節 監査活動支援の充実

【対象】

監査委員

【意図】

◇監査委員が権能を十分に発揮できるよう支援する

【成果指標】

☆監査委員から事務局に寄せられた苦情件数 ……0件



議会活動支援

第3節 公正な選挙の執行

【対象】

有権者、立候補者

【意図】

◇公正な選挙を行う

【成果指標】

- ☆選挙結果に関するミスの発生件数
・・・0件
- ☆選挙違反摘発件数
・・・0件



公正な選挙の執行



資料編

<事務事業一覧表>

*この一覧表は平成17年度経営評価時点の事務事業一覧です。このため、後期基本計画の事務事業体系とは異なる部分があります。また、最新の事務事業一覧及び行政評価結果は、毎年度、市のホームページで公開しています。

市民一人ひとりが共につくるまち

1. (仮称) まちづくりサポートセンター設置事業
2. 市の後援名義に関する事務
3. 庁内協働推進事業
4. 野火止コミュニティ図書室維持管理事業
5. コミュニティ図書室運営事業
6. 地域センター管理事業
7. コミュニティホール管理事業
8. 市民プラザ管理事業
9. 市民生活館管理運営事業
10. 自治会砂場支援事業
11. 自治会活動支援事業
12. 自治会法人化認定事業
13. 自治会連合会会議事業
14. コミュニティ振興公社助成事業
15. 姉妹都市交流委員会運営事業
16. 姉妹都市交流事業
17. 姉妹都市宿泊施設利用助成事業
18. 姉妹都市産業交流事業
19. 学校給食における姉妹都市特産品活用事業
20. 男女平等推進市民会議運営事業
21. 男女共同参画啓発事業（フォーラム含む）
22. 男女平等推進センター管理事業
23. 男女平等推進センター運営事業
24. 人権啓発事業
25. メーカー関連団体助成事業
26. 法律相談事業
27. 法律扶助協会東京都支部多摩法律援助センター運営費補助事業
28. 人権身の上相談事業
29. 成年後見事業
30. 朗読劇事業
31. 平和を願う講演と映画のつどい事業
32. 原水爆禁止関連団体助成事業

水と緑を守り育てていくまち

33. 保存樹林等保護支援事業
34. 緑のサインボード作成等事業
35. 樹林地管理事業
36. 緑地保全地域植生管理事業
37. 森の広場管理事業

38. 野火止用水保全対策協議会参画事業
39. 緑化推進協力委員活動事業
40. 雨水貯留浸透施設設置補助事業
41. 雨水浸透施設設置工事業（公共施設）
42. ホタルの里維持管理事業
43. 湧水地調査事業
44. 河川不法投棄処理事業
45. 東京都河川改修促進連盟参画事務
46. 立野川護岸改修事業
47. 普通河川維持管理事業
48. いこいの水辺事業
49. 河川占用許可事務
50. 新河岸川水系改修促進期成同盟会参画事務
51. 黒目川上流親水化事業
52. 東京都市公害事務連絡協議会参画事業
53. 公害等監視事業
54. 害鳥獣駆除事業
55. 環境審議会開催事業
56. 環境基本計画策定事業
57. そ族昆虫駆除事業
58. 環境展開催事業
59. 「東久留米の環境」作成事業

子どもがのびのび心豊かに育つまち

60. 公立保育園運営事業
61. 延長保育事業
62. 一時保育事業
63. 保育室運営支援事業
64. 家庭福祉員運営支援事業
65. 認証保育所運営支援事業
66. 公立保育園施設維持管理事業
67. 公立保育園施設整備事業
68. 保育園入所事務
69. 保育料徴収事務（現年度）
70. 保育料徴収事務（過年度）
71. 私立保育園運営支援事業
72. 学童保育所（クラブ）運営事業
73. 学童保育所（クラブ）管理事業
74. ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
75. ファミリー・サポート・センター事業委託
76. 私立幼稚園振興事業

77. 児童館運営事業
78. 児童館運営事業（就学前児童）
79. 児童館管理事業
80. 次世代育成支援行動計画策定事業
81. 地域交流の場の提供事業（地域活動事業）
82. 育児講座等開催事業（地域活動事業）
83. 地域子育て支援センター事業
84. ブックスタート事業
85. 母子保健連絡協議会事業
86. 子育て講座・生活習慣改善事業
87. 離乳食・幼児食教室事業
88. 育児相談事業
89. 両親学級・妊婦歯科健診事業
90. 乳幼児発達健康診査事業
91. 乳幼児経過観察健診心理相談（個別・集団）事業
92. 妊婦訪問・新生児訪問事業
93. 乳幼児歯科相談事業
94. 母子保健事業に係る家庭訪問・面接・電話相談事業
95. 公立幼稚園施設管理事業
96. 公立幼稚園運営事業
97. 幼稚園保育料徴収事務
98. 幼稚園医等設置事業
99. 幼稚園定期健康診断事業
100. 日本スポーツ振興センター保険加入事業（幼稚園）
101. 家庭教育学級事業
102. 就学時前児童発達相談事業
103. 児童手当支給事業
104. 母子保護の実施事業
105. 児童育成手当支給事業
106. 児童扶養手当支給事業
107. ひとり親家庭住宅手当助成事業
108. 私立幼稚園等就園奨励費補助事業
109. 私立幼稚園等園児保護者補助事業
110. 私立幼稚園入園支度金貸付事業
111. ひとり親家庭医療費助成事業
112. 入院助産の実施事業
113. ひとり親家庭住宅安定支援助成事業
114. 乳幼児医療費助成事業
115. 母子栄養強化事業
116. すこやか親子教室（すこやかグループ相談・自主グループ）事業
117. 東久留米市青少年問題協議会運営

- 事業
- 118. 中学校地区青少年問題協議会支援事業
- 119. 愛のひと声運動実施事業
- 120. 青少年委員会運営事業
- 121. 東京都青少年委員連合会参画事業
- 122. ガールスカウト活動支援事業
- 123. ボーイスカウト活動支援事業
- 124. こども神輿等貸し出し事業
- 125. 青少年教育（ジュニアリーダーズクルール）事業
- 126. 特色ある学校づくり事業
- 127. 小中学校移動教室事業
- 128. 課外活動クラブ事業
- 129. 多摩六都科学館見学事業
- 130. 音楽鑑賞教室事業
- 131. 外国人による英語教育事業
- 132. 社会科副読本作成事業
- 133. 日本語学習講座事業
- 134. 成績一覧表調査委員会事業（都指定）
- 135. 人権尊重教育事業
- 136. 生活・進路指導事業
- 137. 教職員健康診断事業（法定）
- 138. 教職員健康診断事業（法定外）
- 139. 教育相談事業
- 140. 不登校対策事業
- 141. 東京都公立教育相談所連盟参画事業
- 142. 全国適応指導教室連絡協議会参画事業
- 143. スクールカウンセラー事業
- 144. 生活相談指導員事業
- 145. 学校保健会参画事業
- 146. 中学校体育連盟参画事業
- 147. 小中学校定期健康診断事業
- 148. 水泳時救急医設置事業
- 149. 学校医等各種研究会事業
- 150. 口腔衛生指導事業
- 151. 小中学校環境衛生管理事業
- 152. 学校医等設置事業（小中学校）
- 153. 就学時健康診断事業
- 154. 学校給食事業
- 155. 学校給食における食器改善事業
- 156. 学校給食における〇157等対策事業
- 157. 学校給食施設維持管理事業
- 158. 学校給食施設衛生管理事業
- 159. 学校給食における地場産野菜活用事業
- 160. 学校給食配送事業
- 161. 給食施設整備事業
- 162. 教育センター維持管理事業
- 163. 教員研修事業（校内・校外）

- 164. 教員指導力向上事業
- 165. コンピュータ研修事業
- 166. 指導主事研修事業
- 167. 教育センター備品整備事業
- 168. 東久留米市教育研究会支援事業
- 169. 東久留米市教育研究奨励事業
- 170. 教職員研修活動事業（都指定）
- 171. 教職員人事事務（正規）
- 172. 教職員人事事務（正規外）
- 173. 教職員給与事務
- 174. 教職員旅費支払事務
- 175. 指導主事会参画事業
- 176. 教育研究会参画事業
- 177. 教育要覧作成事業
- 178. スクールサポート21事業
- 179. 学校評議員事業
- 180. 東京都公立学校施設整備期成会参画事業
- 181. 小中学校耐震補強事業
- 182. 小中学校改修・補修事業
- 183. 小中学校施設管理事業
- 184. 学校再編事業
- 185. 学校通学路指定事務
- 186. 指定学校変更事務
- 187. 交通擁護員活動事業
- 188. 心身障害者教育事業
- 189. 心障学級設置校長会等参画事業
- 190. 心身障害児就学事業
- 191. 就学指導委員研修事業心障学級振興事業
- 192. 心障学級校外学習事業
- 193. 心障学級通学バス運行事業
- 194. 心障学級宿泊訓練事業
- 195. 就学援助事業
- 196. 就学援助健康促進事業
- 197. 日本スポーツ振興センター保険加入事業（小中学校）
- 198. 学校運営事業（指導）
- 199. 学校間連絡事務
- 200. 教育委員会事業
- 201. 教育委員会連合会参画事業
- 202. 教育委員会交際事業
- 203. 教育委員会報作成事業
- 204. 教育委員会会議録作成事業
- 205. 教育長会参画事業
- 206. 校長会参画事業
- 207. 教頭会参画事業
- 208. 事務職員会参画事業
- 209. 小中学校入学通知事務
- 210. 小中学校在籍者名簿管理事務
- 211. 就学通知事務

だれもがいきいき幸せに暮らせるまち

- 212. 地域福祉推進事業
- 213. 社会福祉事業資金貸付事業
- 214. 福祉団体支援事業
- 215. 社会福祉協議会支援事業
- 216. 社会福祉委員活動支援事業
- 217. シルバー人材センター事業
- 218. 社協補助金（ミニデイホーム）事業
- 219. 敬老大会事業
- 220. 老人クラブ事業
- 221. 福祉会館管理事業
- 222. 地区センター管理事業
- 223. 生きがい健康の会事業
- 224. 福祉電話事業
- 225. 家具転倒防止器具取付事業
- 226. 緊急通報システム事業
- 227. 非常ベル撤去事業
- 228. 乳酸飲料配布事業
- 229. 高齢者みまもりネットワーク構築事業
- 230. 訪問理美容事業
- 231. 福祉機器展示事業
- 232. 高齢者実態把握事業
- 233. 居宅事業者支援事業
- 234. 介護者教室事業
- 235. 自立支援事業
- 236. 高齢者総合相談事業
- 237. 紙おむつ等助成事業
- 238. 高齢者在宅介護支援事業
- 239. 介護予防・生活支援事業
- 240. 通所入浴事業
- 241. 訪問介護等利用者負担軽減事業
- 242. 高齢者自立支援福祉用具事業
- 243. 住宅改修プラン作成事業
- 244. 居宅介護支援事業（ケアプラン作成）
- 245. 高齢者福祉支援啓発事業
- 246. 自立支援ケア計画作成事業
- 247. シルバーピア管理事業
- 248. ひとり暮らし老人住宅手当助成事業
- 249. 高齢者向け優良賃貸住宅家賃助成事業
- 250. 高齢者住み替え家賃助成事業
- 251. 高齢者自立支援住宅改修事業
- 252. 介護保険給付分析事業
- 253. 介護保険の資格管理と介護保険料の徴収事務
- 254. 在宅サービス事業運営支援事業
- 255. 特別養護老人ホーム土地借上げ事業
- 256. 特別養護老人ホーム等施設整備補助事業
- 257. 介護保険給付事業

● 資料編

258. 介護保険料軽減事業
 259. 認定審査事業
 260. グループホーム施設借り上げ事業
 261. 介護保険啓発冊子作成事業
 262. 介護保険運営協議会事業
 263. 介護サービス事業者協議会運営事業
 264. ケア検討会議事業
 265. 養護老人ホーム措置事業
 266. 介護保険利用者負担軽減事業
 267. 知的障害者施設相互利用事業
 268. 心身障害者通所訓練事業
 269. 心身障害者小規模通所授産事業
 270. さいわい福祉センター通所訓練事業
 271. さいわい福祉センター事業
 272. 障害者支援費デイサービス事業
 273. 施設整備助成事業
 274. 精神障害者共同作業所訓練事業
 275. 知的障害者施設訓練等支援事業
 276. 身体障害者施設訓練等支援事業
 277. 移送サービス運営支援事業
 278. 手話通訳者派遣事業
 279. 身体・知的障害者相談事業
 280. わかくさ学園発達相談事業
 281. 自立移動手段確保支援事業
 282. 身体障害者福祉協会支援事業
 283. 障害者雇用促進事業
 284. 精神保健福祉相談事業
 285. こころの健康セミナー事業
 286. 障害者自立生活援護活動支援事業
 287. 障害者支援費短期入所事業
 288. 緊急一時保護事業
 289. 重度脳性麻痺者介護人派遣事業
 290. 障害者支援費ホームヘルプ事業
 291. 精神障害者ホームヘルプ事業
 292. 知的障害者生活寮事業
 293. 障害者支援費グループホーム事業
 294. 精神障害者グループホーム事業
 295. 心身障害者地域自立生活支援センター事業
 296. 精神障害者地域生活支援センター事業
 297. 補装具交付事業
 298. 日常生活用具給付事業
 299. 住宅設備改善事業
 300. 家具転倒防止事業
 301. 精神障害者保健福祉手帳受付事業
 302. 身体障害者手帳受付事業
 303. 難病・小児慢性疾患受付事業
 304. わかくさ学園運営事業
 305. わかくさ学園維持管理事業
 306. わかくさ学園訓練事業
 307. わかくさ学園園児健康管理事業
 308. わかくさ学園給食事業
 309. わかくさ学園通園バス運行事業
 310. わかくさ学園親子療育キャンプ事業
 311. 国福祉手当支給事業
 312. 都福祉手当支給事業
 313. 更正医療事業
 314. 市福祉手当支給事業
 315. 住宅手当支給事業
 316. 移動経費負担軽減事業
 317. 難病者福祉手当支給事業
 318. 精神障害医療費公費負担事業
 319. 心身障害者医療費助成事業
 320. 有料道路通行割引受付事業
 321. 都営交通無料乗車券発行事業
 322. 健康まつり事業
 323. いきいき健康教室事業
 324. 中高年健康相談事業
 325. 市民健康講座（一般・歯科）事業
 326. がん予防健康教育事業
 327. 食事相談事業
 328. アクティブ運動教室（ヘルシー体操）事業
 329. 生活習慣病予防教室事業
 330. きらめき女性セミナー事業
 331. 転ばぬ先の体づくり教室事業
 332. 歯と歯ぐきの市民健康シンポジウム事業
 333. 健康づくり推進協議会事業
 334. 栄養改善推進事業
 335. 健康カレンダー作成事業
 336. 薬物乱用防止推進事業
 337. 成人病検診フォロー事業
 338. 基本健康診査事業（節目・老人）
 339. がん検診フォロー事業
 340. 胃がん検診事業
 341. 成人病検診事業
 342. 喉頭がん検診事業
 343. 子宮がん検診事業
 344. 乳がん検診事業
 345. 肺がん検診事業
 346. 大腸がん検診事業
 347. 骨粗しょう症検診（節目）事業
 348. 成人歯科検診（節目）事業
 349. 犬の登録及び狂犬病予防注射事業
 350. 予防接種事業（法定）
 351. 予防接種事業（法定外）
 352. 結核予防事業
 353. 伝染病予防事業
 354. 訪問指導事業
 355. 健康度評価事業
 356. 肺がん・大腸がん精度管理委員会事業
 357. 母子健康手帳交付事業
 358. 健康手帳交付事業
 359. 産婦・乳幼児健康診査事業
 360. 母子委託健診事業、保健指導票
 361. 総合相談窓口事業
 362. 保健福祉センター維持管理事業
 363. 健康課車両管理事業
 364. 昭和病院組合参画事業
 365. 休日診療事業（内科・歯科・準夜間）
 366. 検診等指導報償、予防接種指導事業
 367. 地域歯科医療・歯科健康管理指導事業
 368. 地域医療協議会運営事業
 369. 生活保護事業
 370. 生活保護世帯健全育成事業
 371. 生活保護レセプト点検事業
 372. 生活資金貸付事業
 373. 国民健康保険給付適正化事業
 374. 国民健康保険賦課適正化事業
 375. 国民健康保険適用適正化事業
 376. 老人医療費助成（マル福）事業
 377. 老人医療資格管理事業
 378. 老人医療費給付事業
 379. 老人医療費適正化推進事業

豊かな出合いでにぎわうまち

380. 地域産業振興会議運営事業
 381. 市民みんなのまつり（農業祭）事業
 382. 市民みんなのまつり（商工祭）事業
 383. ふれあいウォーキング運営事業
 384. 農業委員会事務
 385. 農地台帳整備事業
 386. 農業委員会会長交際事業
 387. 農業委員会だより作成事業
 388. 東京都農業会議参画事業
 389. 農業に関する調査事業
 390. 農政事務連絡会議参画事業
 391. 農業共済事業
 392. 農地環境保全事業
 393. 農業関係団体活動支援事業
 394. 環境保全型農業推進支援事業
 395. 北多摩地区農業委員会参画事業
 396. 有機農業推進支援事業
 397. 農業とふれあう場確保事業
 398. 元気をかせ商店街事業
 399. 商工会支援事業
 400. 不況対策緊急融資事業
 401. 中小企業資金融資事業
 402. 小企業経営改善資金利子補給事業
 403. 住宅増改築等工事斡旋事業
 404. 産業技能功労表彰事業
 405. 労働講座開催事業

- | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 406. 消費者相談事業 | 452. 図書館施設維持管理事業 | 画事業 |
| 407. 消費者啓発事業 | 453. 図書館車両管理事業 | 498. 日本土地区画整理協会参画事業 |
| 408. 消費者センター内リサイクル推進事業 | 454. 図書館文書交換業務事業 | 499. 住宅市街地整備総合支援事業 |
| 409. 消費者センター内リサイクル推進事業（廃油せっけんづくり） | 455. 図書館資料・情報の提供事業 | 500. 都営住宅建替に関する事務 |
| 410. 野草園事業 | 456. 図書館広報事業 | 501. 公団住宅建替に関する事務 |
| 411. 自然観察会事業 | 457. 図書館児童向け事業 | 502. 子供の広場整備事業 |
| 412. 邦楽教室（学校週5日制）事業 | 458. 音訳テープ作製ボランティア養成講習会開催事業 | 503. 公園整備事業 |
| 413. 障害者青年教室（ひばり学級）事業 | 459. 廃棄図書活用事業 | 504. 白山公園すずらん灯設置事業 |
| 414. 文化等体験講座（学校週5日制）事業 | 460. 多摩六都科学館事業 | 505. 公園維持管理事業 |
| 415. 市民大学事業 | 461. 文化財保護審議会運営事業 | 506. マンション建替え円滑化法に基づく相談事務 |
| 416. 市民大学短期コース事業 | 462. 文化財保存調査事業 | 507. 日本下水道協会参画事業 |
| 417. 市民自主企画講座事業 | 463. 文化財施設管理事業 | 508. 下水道（汚水）料金徴収事業 |
| 418. 視聴覚推進事業 | 464. 埋蔵文化財保存事業 | 509. 下水道（汚水）ポンプ場維持管理事業 |
| 419. 日本図書館協会参画事業 | 465. 文化財説明板設置事業 | 510. 下水道（汚水）小型マンホールポンプ維持管理事業 |
| 420. 音訳テープ等作製事業 | 466. 文化財修理補助事業 | 511. 下水道（汚水）整備事業 |
| 421. 読書・文芸講演会開催事業 | 467. 埋蔵文化財調査報告書刊行事業 | 512. 下水道（汚水）管渠維持管理事業 |
| 422. 東京都市町村立図書館長協議会参画事業 | 468. 郷土芸能保存の支援事業 | 513. 下水道普及促進事業（公共下水道未接続世帯へのPR） |
| 423. 湧水学習事業 | 469. 文化財資料集刊行事業 | 514. 下水道普及促進事業（水洗便所改造資金特別助成） |
| 424. 文化協会活動支援事業 | 470. 文化財パンフレット刊行事業 | 515. 日本下水道事業団参画事業 |
| 425. 社会教育指導者養成事業 | 471. 文化財講座等普及事業 | 516. 緊急対応・測量設計車両管理事業 |
| 426. 文化財保護団体支援事業 | 472. 郷土資料室運営事業 | 517. 荒川右岸東京流域下水道対策協議会参画事業 |
| 427. 主催者賠償保険事業 | 473. 市町村総合体育大会参加支援事業 | 518. 流域下水道維持管理負担金事務 |
| 428. 市民ギャラリー管理運営事業 | 474. 体育指導委員会運営事業 | 519. 流域下水建設費負担金事務 |
| 429. 読み聞かせボランティア養成事業 | 475. スポーツ健康相談事業 | 520. 黒目川流域公共下水道雨水整備促進協議会参画事業 |
| 430. 手話通訳養成事業 | 476. スポーツ教室事業 | 521. 下水道（雨水）整備事業 |
| 431. 登録手話通訳研修会事業 | 477. スポーツ大会事業 | 522. 下水道（雨水）施設維持管理事業 |
| 432. 社会教育委員の会議運営事業 | 478. 体育協会活動支援事業 | 523. 下水道（雨水）管渠維持管理事業 |
| 433. 社会教育委員研究大会参加事業 | 479. スポーツ体験講習（学校週5日制）事業 | 524. 東3・4・19号線整備事業 |
| 434. 市民大学運営委員会事業 | 480. スポーツセンター管理運営事業 | 525. 道路整備促進のための協議会参加事業 |
| 435. 情報誌（レッツ）の作成事業 | 481. スポーツセンター維持管理事業 | 526. 東京地区用対連参画事業 |
| 436. 社会教育のあらし作成事業 | 482. 体育施設管理運営事業 | 527. 市道2443号線改修工事事業 |
| 437. 中学校図書室開放事業 | 483. 体育施設維持管理事業 | 528. 市道2063号線改修工事事業 |
| 438. 子どもまつり支援事業 | | 529. 市道2144・2319号線改修工事事業y |
| 439. シルビア・クラシックコンサート事業 | | 530. 市道2220号線改修工事事業 |
| 440. クリスマスコンサート事業 | | 531. 市道2249号線改修工事事業 |
| 441. 多摩六都フェア事業 | | 532. 宮下橋・2214号線負担金事務 |
| 442. 公民館運営審議会事業 | | 533. 私道整備工事事業（維持補修） |
| 443. 公民館だより発行事業 | | 534. 測量作業等車両管理事業 |
| 444. 公民館維持管理事業 | | 535. 市道道路整備計画事業 |
| 445. 公民館管理運営事業 | | 536. 道路管理事業 |
| 446. 公民館車両維持管理事業 | | 537. 道路等除雪委託事業 |
| 447. 公民館登録保育士研修事業 | | 538. 道路・水路境界立会事務 |
| 448. 障害者文化講座事業 | | 539. 市道認定・廃止事業 |
| 449. 障害児のつどい事業 | | 540. 道路台帳補正事業 |
| 450. 東久留米地域文庫親子読書連絡会支援事業 | | |
| 451. 図書館協議会運営事業 | | |

快適な都市環境が整ったまち

- 484. 全国地区計画推進協議会参画事業
- 485. 都市計画協会参画事業
- 486. 都市計画策定事業
- 487. 都市計画図作成事業
- 488. 国土利用計画法に係る届出受理及び確認事務
- 489. 都市計画証明事業
- 490. 宅地開発指導事業
- 491. 生産緑地指定事業
- 492. 南沢地区地区計画策定事業
- 493. 駅東口第二土地区画整理事業
- 494. 駅東口第二土地区画整理事業特定移転者住宅資金利子補給事業
- 495. 壁面後退支援事業
- 496. 壁面後退補修事業
- 497. 東京土地区画整理事業推進連盟参

- | | | |
|----------------------------|----------------------------|--------------------------------|
| 541. 道路不法投棄処理事業 | 590. 防災計画策定事業 | 641. 資源選別場運営事業 |
| 542. 道路雨水排水施設維持管理事業 | 591. 防災組織育成事業 | 642. 可燃物収集事業 |
| 543. 道路作業所管理事業 | 592. 震災対策協定事業 | 643. 不燃ごみ収集事業 |
| 544. 道路維持事業 | 593. 震災後ボランティア事業 | 644. 有害ごみ収集事業 |
| 545. パトロール用自動車・測量車管理
事業 | 594. 消防庁舎管理事業 | 645. 不法投棄物収集事業 |
| 546. 法定外、法定公共物特定調査事業 | 595. 消防ポンプ自動車等更新整備事業 | 646. ごみ情報誌発行事業 |
| 547. 道路維持車輛維持管理事業 | 596. 消防職員制服貸与、支給事業 | 647. 清掃事業概要作成事業 |
| 548. サイクリング道路維持事業 | 597. 指令装置・消防無線整備事業 | 648. し尿収集事業 |
| 549. 滝山地区遊歩道維持事業 | 598. 消防装備整備事業 | 649. 柳泉園組合負担金運営事業 |
| 550. 駅施設維持管理事業 | 599. 指令室運用事業 | 650. 三多摩地域廃棄物広域処分組合負
担金運営事業 |
| 551. 道路占用許可事務 | 600. 消防水利整備事業 | 651. ごみ収集従事職員交通安全事業 |
| 552. 道路植栽管理事業 | 601. 優良消防職員表彰事業 | 652. 庁舎管理事業 |
| 553. 放置自動車撤去事業 | 602. 衛生管理運営事業 | 653. ごみ対策課庁舎維持管理事業 |
| 554. コミュニティバス調査・分析事業 | 603. 消防職員教育研修事業 | |
| 555. 自転車等駐車場利用者登録管理事務 | 604. 予防知識・技術の研鑽事業 | 計画の推進 |
| 556. 一時預り所管理運営事業 | 605. 緊急車両安全運転講習会参画事業 | 654. 市独自研修事務 |
| 557. 年間登録自転車等駐車場管理運営
事業 | 606. 消防委員会運営事業 | 655. 市町村職員研修所研修事務 |
| 558. 自転車等放置防止対策審議会事務
事業 | 607. 消防長交際事業 | 656. 専門研修等職員派遣研修事務 |
| 559. 放置自転車等撤去事業 | 608. 消防出初式事業 | 657. 給与管理事務 |
| 560. 放置自転車撤去車両管理事業 | 609. 火災報告等情報処理システム事業 | 658. 職員採用事務 |
| 561. 放置自転車等巡回指導事業 | 610. 消火活動功労市民表彰事業 | 659. 昇給昇格事務 |
| 562. 自転車協議会参画事業 | 611. 消防長会、消防協会参画事業 | 660. 人事異動事務 |
| 563. 交通安全施設維持管理事業 | 612. 消防年報作成事業 | 661. 自己申告制度事務 |
| 564. 交通量調査事業 | 613. 消防団施設管理事業 | 662. 勤務評定事務 |
| 565. 交通安全施設整備事業 | 614. 消防団運営事業 | 663. 出退勤管理事務 |
| 566. 道路照明整備事業 | 615. 機械器具整備事業 | 664. 法定健康診断事業 |
| 567. 新入学児童交通安全指導事業 | 616. 消防車両維持管理事業 | 665. 任意健康診断事業 |
| 568. 交通安全対策啓発事業 | 617. 消防・救助活動事業 | 666. 職員健康管理啓発事業 |
| 569. 交通安全協会支援事業 | 618. 救急活動事業 | 667. 本庁内保健室管理事務 |
| 570. 交通少年団研修事業 | 619. 消防・救助隊員教育事業 | 668. 公務災害・労働災害事務 |
| 571. 交通安全協会研修事業 | 620. 安全運転管理者関係事業 | 669. 産業医活動事業 |
| 572. 交通安全指導車管理事業 | 621. 救急隊員教育事業 | 670. 職員向け庁内報作成事務 |
| 573. 社会を明るくする運動支援事業 | 622. 医療費補填事業 | 671. 東京都市町村公平委員会事務 |
| 574. 防犯協会支援事業 | 623. 救急講習指導事業 | 672. 共済組合事務 |
| 575. 防犯に関する事務 | 624. 自主防火管理対策推進事業 | 673. 職員共済会補助事業 |
| 576. 防犯灯等維持管理支援事業 | 625. 防火意識啓発事業 | 674. 労働条件調整事務 |
| 577. 防犯灯整備事業 | 626. 防火・防災団体育成事業 | 675. 市民説明会事業 |
| 578. 防犯灯等維持管理事業 | 627. 消防広報事業 | 676. 情報コーナー整備事業 |
| 579. かけこみハウス事業 | 628. 火災原因調査事業 | 677. 報道機関情報提供事業 |
| 580. 防災訓練事業 | 629. びんリサイクル事業 | 678. 暮らしのしおり発行事業 |
| 581. 防災啓発事業 | 630. リサイクルボックス設置事業 | 679. 広報発行事業 |
| 582. 計測震度計維持管理事業 | 631. 白色トレイリサイクル事業 | 680. 声の広報事業 |
| 583. 防災無線等情報伝達網整備事業 | 632. 缶リサイクル事業 | 681. ホームページ運営事業 |
| 584. 避難所・避難場所整備事業 | 633. ペットボトルリサイクル事業 | 682. 市案内図発行事業 |
| 585. 防災用標示看板維持管理事業 | 634. フォークリフト運転資格取得事業 | 683. 財政公表事務 |
| 586. 防災車管理事業 | 635. 分別パンフレット配布事業 | 684. 告示等審査事務 |
| 587. 災害用応急救護セット備蓄事業 | 636. リサイクル推進実行委員会補助事業 | 685. 情報公開制度運営事務 |
| 588. 災害時飲料水確保事業 | 637. 生ごみ減量化処理機器購入費助成
事業 | 686. 市長の資産等の公開に関する事務 |
| 589. 被災者安全確保事業 | 638. 資源集団回収事業 | 687. 行政相談事業 |
| | 639. 紙類リサイクル事業 | 688. ご意見箱設置事業 |
| | 640. 剪定枝リサイクル事業 | 689. 市政世論調査事業 |

東久留米市第3次長期総合計画
(後期基本計画)

発行日 平成17年9月

発行 東久留米市

事務局 東久留米市企画経営室
企画調整課

所在地 東久留米市本町3-3-1

電話 0424-70-7777 (代表)

E-mail

kikakuchosei@city.higashikumume.lg.jp

